

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部調整課）…

告示

○市街地再開発組合の設立認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
○市街地再開発組合の定款の変更認可……………（同）…

規則

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十九号

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

東京都農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年東京都規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ハ中「並びに地域における継続的な

農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして区市町村が認める者（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等に係る十年後の農業経営の継続意向及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になつており、それらを証する書面を区市町村に提出し、かつ、当該区市町村から生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）を削る。

別表第一 五の項中「及び継続的農地利用者」を削り、「農業参入法人並びに」を「農業参入法人及び」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第七百二十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき武蔵小金井駅北口駅前東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

武蔵小金井駅北口駅前東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和七年六月二十日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

小金井市本町五丁目地内

四 事務所の所在地

小金井市本町五丁目十二番四号

五 設立認可の年月日

令和七年六月二十日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板のほか、施行地区内の組合が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和七年七月十九日

●東京都告示第七百二十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき白金一丁目西部中地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

白金一丁目西部中地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年六月二十四日から令和十二年三月三十一日まで

三 施行地区

で

五
定款の変更の認可の年月日
令和七年六月二十日

四
港区白金一丁目及び白金三丁目各地内
事務所の所在地及び設立認可の年月日
港区南麻布二丁目十四番十三号麻布山口ビル四階
令和四年六月二十四日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月
六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001

